

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定によつて、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

平成十九年六月七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

尾道市向東町字天女浜九二二一番一、九二二三番の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

尾道市高須町五七五番地の一

東洋ハウス株式会社

代表取締役 竹本 克行

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

尾道市向東町字岡浜八九一八番一〇

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

尾道市高須町五二六七番地

三和鉄構建設株式会社

代表取締役 中島 秀晴